

# 大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会

## 規約

### (名称)

第1条 本会は大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、試験湛水中に発生した白屋地区の亀裂について、工学的な観点からその原因を解明するとともに、今後の対策方法等について検討することを目的とする。

### (構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。  
2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。  
3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会議の運営)

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を処理する。

### (設置期間)

第6条 委員会は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

### (雑則)

第7条 委員会の運営及び審議に必要な資料の作成等、庶務は(財)ダム技術センターが行う。  
2 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則 この規約は、平成15年5月27日から施行する。